

よくあるご質問と回答

補助対象機器について

- Q 1 個人住宅に太陽光発電のみを設置する場合、補助の対象になりますか？
- A 1 個人住宅に太陽光発電単体では補助の対象になりません。ただし、共同住宅の共用部分等に導入する場合や、既築個人住宅でエネルギー管理装置（HEMS）を既に導入済みの場合は補助の対象になります。
- Q 2 個人住宅に蓄電池のみを設置する場合、補助の対象になりますか？
- A 2 蓄電池単体では補助の対象になりません。ただし、個人既築住宅で太陽光発電を既に導入済みの場合は補助の対象になります。
- Q 3 個人住宅にエネファームのみを設置する場合、補助の対象になりますか？
- A 3 エネファーム単体では補助の対象になりません。ただし、個人既築住宅で HEMS を既に導入済みの場合（パターン B）または、個人既築住宅で太陽光発電を既に導入済みで停電時発電機能付きエネファームの導入の場合（パターン D）は補助の対象になります。
- Q 4 新築個人住宅で、太陽光発電と HEMS を設置する場合、補助の対象になりますか？
- A 4 新築個人住宅の場合、太陽光発電と HEMS に加え、エネファーム、蓄電池、V2H 又は ZEH 等のうち 1 つ以上を設置していただく必要があります。
- Q 5 既に設置済みの機器に対して補助金は交付されるのでしょうか？
- A 5 工事着工前に申請していただく必要がありますので、既に工事着工済みの機器は補助の対象になりません。

補助対象者について

- Q 6 現在、川崎市外に住んでおり、市内に新築住宅を建てる予定なのですが、この場合は補助の対象になりますか？
- A 6 補助の対象になります。
- Q 7 工事は市内の事業者が発注しないと補助の対象にならないのでしょうか？
- A 7 市外の事業者が発注した場合でも補助の対象になります。
- Q 8 対象機器をリースで導入した場合や、中古品を購入した場合でも補助の対象になりますか？
- A 8 補助の対象になりません。

HEMSの要件について

- Q 9 HEMSの要件について教えてください。
- A 9 国が実施する補助事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）の一般公募要領に記載されている、「エネルギー計測装置の要件」の項目を参照してください。

国、神奈川県補助金との併用について

- Q 1 0 国や神奈川県の ZEH 補助金、国のエネファーム補助金と川崎市の補助金を同時に申請することはできますか？
- A 1 0 同時に申請いただけます。（併用する場合は、国・県の補助制度においても併用が認められていることを確認してください。）

申請時期について

- Q 1 1 新築住宅の場合、建物の基礎工事の前までに申請しなければいけないのでしょうか？
- A 1 1 **【HEMS・太陽光・エネファーム・蓄電池・V2H】**
基礎工事ではなく、太陽光発電等の機器の設置工事の着工前までに申請してください。
- 【ZEH】**
国や県の ZEH 補助を受ける場合、基礎工事ではなく、太陽光発電等の機器の設置工事の着工前までに申請してください。
国や県の ZEH 補助を受けない場合、基礎工事の着工前までに市に ZEH 審査依頼を提出してください。

申請手続きについて

- Q 1 2 申請書を提出してから申請受理までどのくらいかかりますか？
- A 1 2 書類の審査に 2 週間程度かかりますので、工事着工予定日から十分に余裕をもって申請してください。
- Q 1 3 太陽光パネルを設置する予定の屋根面の写真を申請前に撮ることができないのですが、どうすればよいのでしょうか？
- A 1 3 屋根面を撮影できない理由及び設置完了届の提出時に併せて写真を添付する旨を記載した理由書（書式自由）を申請時に提出してください。
- Q 1 4 建売住宅の申請に際して、既に太陽光パネルが設置された屋根面の写真しか提出できないのですが、どうすればよいのでしょうか？
- A 1 4 建売住宅の場合は、既に太陽光パネルが設置された屋根面の写真で問題ありません。

提出書類について

- Q 1 5 納税証明書はどのようなものを提出すればよいですか？
- A 1 5 個人の申請であれば市民税・県民税納税証明書、法人であれば法人市民税証明書になります。なお、滞納していないことを証明する必要がありますので、発行 3 か月以内

の直近の証明書をご提出ください。

CASBEE について

Q 1 6 CASBEE の補助金の要件、申請方法について教えてください。

A 1 6 HEMS、太陽光、エネファーム、蓄電池、V2H・ZEH 等の補助金を申請される方で、かつ、CASBEE 戸建制度において環境効率の評価「A」以上となる住宅に住む方に対して、追加で補助金を交付します。CASBEE 戸建制度とは、建築主が CASBEE 戸建を用いて、計画する戸建住宅を評価したものを川崎市に届け出て、川崎市は届出内容を確認し、その内容を公表する制度です。CASBEE 戸建の申請方法等の詳細については、ホームページをご確認ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-6-2-9-0-0-0-0-0-0.html>

工事完了後の手続きについて

Q 1 7 太陽光発電の工事完了後、電気事業者との受給契約の手続きに時間がかかる場合がありますが、設置完了届の提出期限はありますか？

A 1 7 工事完了後、概ね 1 ヶ月以内に提出をお願いしています。受給契約の手続きに時間がかかり、1 ヶ月を超える場合はご連絡ください。ただし、令和 4 年 3 月 18 日までに提出できない場合は補助金が交付できません。